

答 申 書

(答申第11号)

平成11年3月18日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対応する公文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の内容（以下「本件請求内容」という。）は、別紙1に掲げるとおりであり、北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件請求内容に係る公文書（以下「本件公文書」という。）はいずれも管理しておらず、不存在であるとして北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っている。

本件異議申立ては、本件処分の取消しを求めるといものであるから、本件公文書が不存在であるとした処分の妥当性について判断することとする。

(2) 本件処分について

ア 条例第2条第2項は、条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているものをいうと定めている。

したがって、条例にいう公文書に当たるためには、(1)実施機関が作成し、又は取得した文書等であること、(2)実施機関が管理していること、の二つの要件を充たすことが必要である。そして、開示請求に係る公文書が存在しない場合にあっては、実施機関は、条例第17条の規定に基づき当該公文書が不存在である旨の通知をすることとされている。

イ 異議申立て人は、本件公文書が実施機関に提出されている旨主張する。

しかしながら、そもそも実施機関の職務権限からすれば、本件公文書が実施機関に提出されているとは考えられない。また、実施機関の説明によっても、実施機関では本件公文書を取得しておらず、したがってまた管理もしていないことが認められる。

以上のことからすれば、本件公文書は、そもそも実施機関に存在しないと考えるのが合理的であり、また、他に実施機関における本件公文書の存在をうかがわせるに足りる資料等もない。

したがって、本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

なお、本件諮問事案については、実施機関からの2件の諮問に係る2件の異議申立てを併合して審議した。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年11月30日	○ 諮問書1の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成10年12月1日	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成10年12月15日	○ 諮問書2の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年1月13日 (第8回審査会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成11年2月5日 (第9回審査会)	○ 審議
平成11年3月11日 (第10回審査会)	○ 答申案の審議
平成11年3月18日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- 1 平成○年○月○日から○月○日までの3日間、○○○○支店から借り上げた「○○○○○○」の車両を使用し、情報公開請求者をその車両で尾行し、情報公開請求者の生命、身体、財産又は社会的地位を脅かした北海道警察本部の捜査活動記録及び報告書

- 2 平成○年○月○日から○月○日までの2日間、○○○○(株)○○○○営業所から借り上げた「○○○○○○」の車両(北海道警察本部が長期で借り上げている)を使用し、情報公開者をその車両で尾行し情報公開者の生命、身体、財産又は社会的地位を脅かした北海道警察本部の捜査活動記録及び報告書